

食料品製造業等に職長教育を義務化

～職長等の教育を行うべき対象業種が拡大されます。～

労働安全衛生法施行令の改正により、

**うま味調味料製造業・動植物油脂製造業以外の食料品製造業、
新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業は、**

新たに職長等に対する安全衛生教育が令和5年4月から必要となります。

※食料品製造業のうち、うま味調味料製造業・動植物油脂製造業は、従前から対象業種です。

職長教育とは

職長は、**作業中の労働者を直接指導又は監督する者**（労働安全衛生法第60条）と定められ、監督・班長・リーダーなど事業場によって様々な呼称で呼ばれますが、仕事を行う上で、現場で指揮・命令をする立場の方が該当します。

作業に熟達した方の適切な指導により労働者の安全及び衛生を確保することが重要ですので、新たにその職務に就くこととなった方などに対し、

作業方法の決定及び労働者の配置、労働者に対する指導又は監督の方法、リスクアセスメント、異常時等における措置、現場監督者として行うべき労働災害防止活動などについて、合計12時間の安全衛生教育を実施することが義務付けられます。

教育の実施にあっては、教育方法は原則とし討議方式、講師は必要な知識及び経験を有する者、15人以内の受講者をもって1単位とする、時間を連続して行うことが原則などの定めがあります。

十分な知識及び技能を有していると認められる者については、教育内容の全部又は一部を省略することができます。これは労働災害防止団体等が実施する講習を受講した場合を含みます。

安全衛生教育の実施主体は各事業者となりますが、事業場に適切な講師がいない、どのような教育をしたらよいかわからないといった場合には、職長教育を実施している労働災害防止団体等の講習機関を利用することを検討してください。



厚木労働基準監督署

